

熱海市地域防災計画

津波対策編

令和 5年 2月

熱海市防災会議

津波対策編 目次		頁
第1章	総則	1
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節	過去の顕著な災害	5
第3節	予想される災害	6
第2章	平常時対策	7
第1節	防災思想の普及	7
第2節	自主防災活動	7
第3節	防災訓練の実施	7
第4節	津波災害予防対策の推進	7
第3章	災害応急対策	11
第1節	防災関係機関の活動	11
第2節	情報活動	11
第3節	広報活動	15
第4節	災害の拡大防止活動	15
第5節	避難活動	16
第6節	広域応援活動	18
第7節	防疫対策	19
第8節	市有施設及び設備等の対策	19

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第42条の規定に基づき作成する「熱海市地域防災計画」の【津波対策編】として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

【津波対策編】は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、【地震対策編】によるものとする。また、復旧・復興については、＜【共通対策編】第4章 復旧・復興対策＞によるものとする。

第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 消防、水防、その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局 (三島労働基準監督署)	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ 防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又

	<p>は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
海上保安庁第三管区海上 保安本部	<p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導</p> <p>イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達</p> <p>ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

(2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (熱海郵便局)	<p>ア 郵便事業の運営に関すること</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</p> <p>ウ 施設等の被災防止に関すること</p> <p>エ 利用者の避難誘導に関すること</p>
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>
日本放送協会	<p>ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上</p> <p>イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと</p>

	<p>エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p> <p>ア 津波警報等の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制措置</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>カ 施設等の整備</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p>	
<p>西日本電信電話株式会社 (沼津支店) 東日本電信電話株式会社 (小田原支店) 株式会社NTTドコモ東海支 社(静岡支店)</p>	<p>ア 災害時における重要通信の確保</p> <p>イ 災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>
<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式 会社 株式会社ジャパンガスエナ ジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>	<p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>
<p>東京電力パワーグリッド株 式会社</p>	<p>ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>イ 復旧用資材等の整備</p> <p>ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>
<p>KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</p>	<p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>
<p>一般社団法人日本建設業連 合会中部支部 一般社団法人全国中小建設 業協会</p>	<p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>
<p>株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホー ルディングス</p>	<p>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</p> <p>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</p>

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
<p>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人熱海市医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 一般社団法人熱海市歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県薬剤師会熱海 支部 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県看護協会熱海 地区支部 公益社団法人静岡県病院協会</p>	<p>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社 団法人静岡県病院協会を除く。)</p> <p>ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)</p>
<p>熱海ガス株式会社</p>	<p>ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報</p> <p>イ 災害時におけるガス供給の確保</p>

	ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会 熱海地区会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
民間放送機関	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

第2節 過去の顕著な災害

- 古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。
- 安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。
- 関東大地震以降の静岡県内における津波の状況は次のとおりである。

項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況
関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	・伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。 ・伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 2 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東南海大地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	・熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。 ・沿岸地域で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年 11 月 5 日 2 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年 11 月 26 日 2 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。

チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 4 時 11 分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード(以下、「M」という。)8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。 下田市では、住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年 (2011 年)東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とする M9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

- 伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第 3 節 予想される災害

<【地震対策編】 第 1 章第 3 節 予想される災害>に記載のとおり。

また、チリ沖地震のように環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で 24 時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で 6～7 時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で 3 時間後に第 1 波が到達する場合がある。
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般的に近地津波と比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が 1 日続き、インドネシアの地震では 6～8 時間継続したことがある。 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがあり、第 3 波や第 4 波が最大波となることがある。 遠地津波は、地震を感じることもなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

＜【共通対策編】 第2章第4節 防災知識の普及計画＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

＜【共通対策編】 第2章第8節 自主防災組織の育成＞に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

- 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

- 市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区分	内容
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸地域の自主防災会等において津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

第4節 津波災害予防対策の推進

- 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- 市は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- 市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。
- 市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「熱海市地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。
- 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「熱海市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。

1 避難誘導體制の確保

1-1 市の避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区としての指定に努める。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定に努める。
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

1-2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 避難誘導體制整備

- 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- 市は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。
 - ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ・津波からの避難誘導
 - ・自主防災会等の津波避難計画作成等に対する支援
 - ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等
- 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

(2) 要避難地区における予防措置

- 要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
津波危険予想図	市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。
避難方法等の周知	市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 ・市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 ・市は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
警戒宣言発令時	市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 ・当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

2 津波に強いまちづくり

- 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律(以下「津波防災地域づくり法」という。)に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり

を目指す。

- 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 市は、本計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。
- 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- 市は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

区 分	内 容
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、本計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布(防災ガイドブックの更新)その他の必要な措置を講ずるものとする。
適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
市民への伝達手段の多重化・多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 ・市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラック)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、県・国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>【本計画に定める事項】</p> <p>(1) 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を本計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの(以下「避難促進施設」という)がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 <p>(2) 市防災会議は、本計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 市防災会議は、津波防災地域づくり法に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、本計画において定めるものとする。あわせて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p>

	<p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 ・市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。
--	---

3 津波避難施設等の整備

- 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえて、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「熱海市地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき下記の施設整備等を実施する。
- 市は、避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- 市は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

区 分	内 容
安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
 なお、ここに定めのないものについては【地震対策編】及び【共通対策編】に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市

区分	内 容	
市災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市災害対策本部を設置する。 ・市警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災会との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ
消防、水防機関の措置	消防本部	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達
	消防団・水防団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災会との連携、指導、支援

2 防災関係機関

＜【共通対策編】第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱＞に準ずる。

第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、＜【共通対策編】第3章第4節 通信情報計画＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、＜【地震対策編】第4章第15節 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について＞を参照のこと。

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
- 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定するこ

とが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m	数値で発表 「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m	数値で発表 「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m 沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m 沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

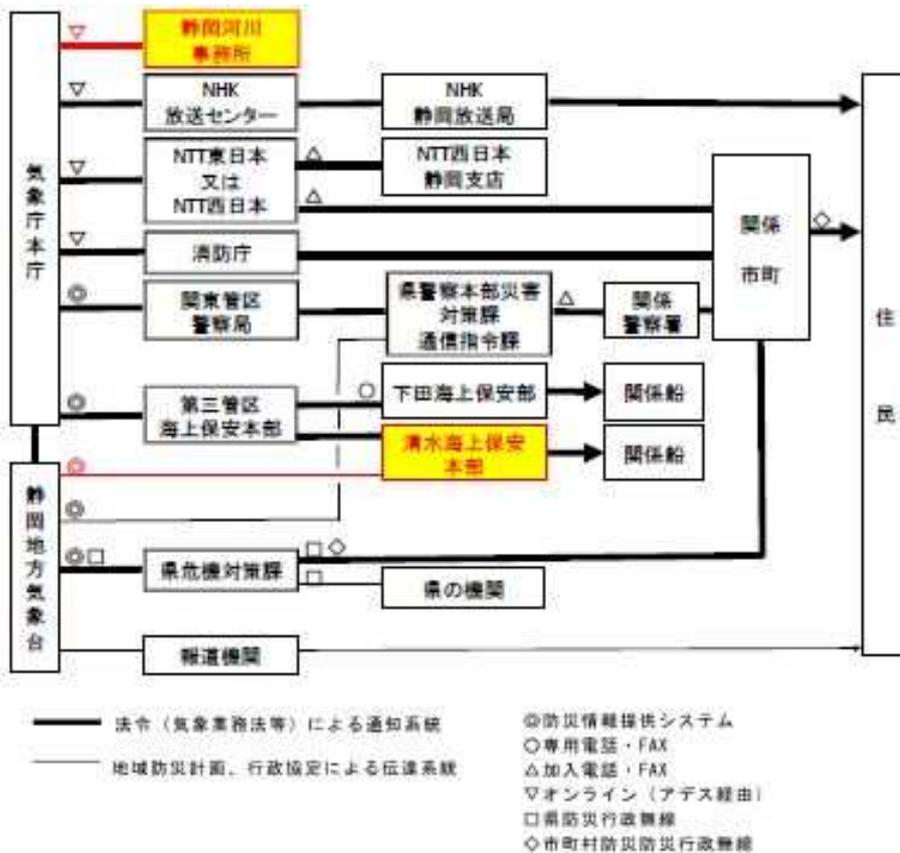
(4)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

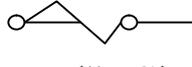
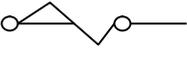
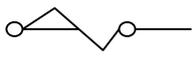
津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図



注) 特別警報が発令された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が着目付けられている。

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第3節 広報活動

<【共通対策編】 第3章第5節 災害広報計画>に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災会並びに市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

水防管理者及び水防管理団体の活動	<ul style="list-style-type: none"> 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	<p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。</p> <p>ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 期間その他応援に必要な事項</p>

2 人命の救出活動

人命救出活動の基本方針	(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とし、必要に応じて、県、県警察及び自衛隊に協力を求める。 (2) 市は、関係機関による救出活動について総合調整を行う。 (3) 自主防災会、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 (4) 自衛隊の救出活動は<第6節 広域応援活動>の定めるところにより行う。
-------------	---

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災会、事業所等	自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

基本方針	(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。
------	---

(1) 情報・広報活動

○市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は<第2節 情報活動>に準ずる。

○市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は<第3節 広報活動>に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。

○住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(2) 避難のための指示

区 分	内 容
指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難を指示する。 ・警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。 ・なお、災害が発生したことにより市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行うこととされている。(法第60条第6項) <p><市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事又はその命を受けた職員は、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きの指示をすることができる。(水防法第29条) ・警察官及び海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があ

	ったときは、避難のための立退きの指示をすることができる。(法第61条) ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)
指示の内容	避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
指示の伝達方法	市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(3) 津波からの避難対策

市が実施する自衛措置	津波による被害を防止し、軽減するため、次の措置をとる。	
	津波注意報が発表された場合	ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は市民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については、＜1 避難対策 (2) 避難のための指示＞に準ずる。 イ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海水浴客、釣り人及びサーファー等(以下「海水浴客等」という。)に対し、避難指示の伝達に努める。
	大津波警報・津波警報が発表された場合	市長は、直ちに市民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対し、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
	震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
	津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ・テレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ウ 避難指示 海面監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は市民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性(最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど)を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。	
市民等が実施する自衛措置	ア 海浜付近の市民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。 イ 海水浴客等は、アの他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。	

(4) 警戒区域の設定

＜【共通対策編】第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画＞及び＜【地震対策編】第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動＞に準ずる。

(5) 避難方法等

避難地への市職員等の配置	＜【共通対策編】第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画＞に準ずる。
避難の方法	災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。 ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。 イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設(津波避難ビル等)や堅牢な建物の上層階へ避難する。 ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される場合は、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

幹線避難路の確保	<【共通対策編】第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画>に準ずる。
避難地における業務	<【共通対策編】第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画>に準ずる。
避難状況の報告	<【地震対策編】第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動>に準ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

<【共通対策編】第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画>及び<【地震対策編】第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動>に準ずる。

第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する際の、応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 市及び民間団体の応援活動

(1) 市

区分	内容
知事等に対する 応援要請等	市長は、市内において災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
他の市町長に対する 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、市内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求めるものとする。 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(2) 消防

市長は、災害の状況により、消防の市外、県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援要請を、下記事項を付して知事に依頼するものとする。

応援要請依頼時に明らかにすべき事項
ア 災害の種別・状況
イ 人的・物的被害の状況
ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数
エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

(3) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を受け入れた場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

市長は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

区分	内容
県に対する要請	市長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を依頼する。 ア 派遣を希望する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
派遣部隊の受入	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ態勢をとる。 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県東部方面本部との連絡調整を

	行う。
派遣部隊の受入基準	市は、派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。
	本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など。
	宿 舎 屋内宿泊施設(学校、公民館)とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	材料置場炊事場 屋外の適当な広場
	駐 車 場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

(2) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、県と調整の上、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収要請	市長は、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、派遣部隊の撤収要請について知事に依頼する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

(1) 支援要請

区 分	内 容
県に対する支援要請の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、知事に対し次の事項を示して海上保安庁への支援要請を依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 派遣を希望する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第7節 防疫対策

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災会、市民等が実施する対策を示す。

1 防疫活動

実施主体	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 法第31条に基づき、知事が、生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じる措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
市民及び自主防災組	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

区 分	内 容	
道路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市民への連絡	避難等が必要な場合は、被害がおよぶおそれのある市民に対し、避難指示等必要な措置をとる。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
工事中の公共施設、建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

復旧・復興については、＜【共通対策編】 第4章 復旧・復興対策＞によるものとする。